

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

生活保護費減額決定処分取消請求事件（東京地方裁判所 平成28年（行ウ）第533号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年(2016年)11月17日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事件の概要

本件は、中野区福祉事務所長が、厚生労働大臣の裁量を逸脱して行った生活保護基準の引下げの告示（以下「本件告示」という。）に基づき、原告の生活実態の調査を一切しない状態で一律に生活保護基準を引き下げた平成25年7月5日付け保護決定通知書による生活保護費減額決定処分（以下「本件処分」という。）が憲法及び生活保護法に違反するとして、本件処分の取消しを求めるものである。

5 請求の趣旨

- (1) 中野区福祉事務所長が平成25年7月5日付け保護決定通知書をもって原告に通告した、平成25年8月以降原告に対する月額1,520円の生活保護費減額決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

6 原告が主張する請求原因の要旨

- (1) 本件処分は、原告の生活実態の調査が一切ない状態で一律に引き下げられたため、原告は健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされており、憲法第25条並びに生活保護法第1条及び第3条に違反するものである。
- (2) 本件処分は、厚生労働大臣の裁量を逸脱した本件告示に基づくものであり、生活保護法第8条に違反するものである。